

給費制廃止違憲訴訟（65期東京）における判決に対する声明

平成29年（2017年）9月27日

給費制廃止違憲訴訟東京原告団 弁護団

平成29年（2017年）本年9月27日、東京地方裁判所は、司法修習生に対する給費制の廃止が違憲であるとして元司法修習生が提起した訴訟について、原告らの請求を棄却する判決を言い渡しました。

判決では、給費を受ける権利は憲法上保障される権利ではないこと、給費制が廃止されても貸与制は代替手段として合理的であるから、給費制時代の司法修習生との差は合理的な区別であり憲法14条1項に違反しないなどとして原告らの主張をいずれも退けており、到底納得できるものではありません。原告らは協議の上、この判決を不服として、東京高等裁判所に控訴する方針です。

弁護士・裁判官・検察官になるためには、国のもとで1年間の司法修習を受けなければなりません。司法修習は、法律の専門家として身につけるべき素養、国民の自由及び権利が適切に保障される社会を維持するために必要な教養や技術を学ぶために不可欠です。

そして、司法修習中に国から給与を支払う給費制は、戦後まもない昭和22年（1947年）、法治国家である日本の復興と発展を願う先人たちによって創設されました。戦後の日本を立ち直らせるため、司法を担う人材の育成が最重要課題のひとつとされたのです。

その給費制が、平成23年（2011年）に廃止されました。司法修習生は、無給かつ兼業原則禁止の状態です。1年間の修習を受けなくてはなりません。

弁護士・裁判官・検察官・弁護士になりたいという志をもった多くの若者が、大学及び法科大学院時代の貸与奨学金に加え、司法試験に合格したあとの司法修習中にまで借金をしなければ生活できない状況に追い込まれました。

さらに、そうした現状を目の当たりにした若い世代が法曹を目指そうとしなくなっており、給費制の廃止は現在の法曹志願者激減の一因にもなっています。

司法の弱体化は、ひいては国民の皆さんに大きな弊害をもたらします。

本訴訟は、全国およそ1000名の弁護士、元司法修習生等が原告・代理人となり、全国7箇所の地方裁判所（札幌、東京、名古屋、広島、福岡、大分、熊本）で審理されています。私たちは、金銭のみを目的としてこの裁判をやっているわけではありません。司法の一翼を担う者として、自らの社会的役割の重要性を自覚しその職責を果たすために、給費制が憲法上の要請であることを明らかにして、給費制の復活を実現させなければならないという使命感でこの訴訟を起こしました。

本判決は、憲法の番人たる裁判所が、政府・国会の主張をそのまま採用して下した判決であり、司法の独立をも危うくする、極めて残念な判決です。私たちは、控訴するとともに、国に対し、速やかに法改正に着手し、廃止前と同内容の給費制を復活させるとともに、貸与制下で司法修習を受けたすべての者の救済を図るよう求めます。

以上

平成29年（2017年）9月27日

給費制廃止違憲訴訟 東京原告団弁護団